第十七条の九　特定被災区域外に所在する事業所の事業主であつて、次のいずれにも該当するものに対する訓練等支援給付金の支給に係る第百二十五条第二項の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間においては、同項第二号イ(1)及び(2)中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同号ロ(1)及び(2)中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同号ハ(1)及び(2)中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同号ニ(1)及び(2)中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同号ホ(1)及び(2)中「二分の一」とあるのは「三分の二」とする。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものであること。

二　新たな事業の分野への進出を図る中小企業事業主であること。

（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第十三項中「旧雇保則」を「第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則」に改め、同条第十七項中「旧雇保則第百十八条第一項の」を削る。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号ヘ(1)中「事業主団体」を「事業主の団体」に改め、同条第三項第一号ニ中「事業主団体であって」を「事業主の団体であって」に、「事業主団体（」を「事業主の団体（」に改め、同項第二号ニ中「該当する事業主団体」を「該当する事業主の団体」に改める。

附則に次の二項を加える。

（東日本大震災に係る建設雇用改善助成金に関する暫定措置）

2　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時に、岩手県、宮城県及び福島県の区域内（以下「被災三県」という。）に所在する事業所の中小建設事業主等に対する建設雇用改善助成金の支給に係る第七条の二の適用については、当分の間、同条第二項第一号ハ(2)中「こと。」とあるのは「こと。ただし、登録教習機関に委託して行うものにあっては、この限りではない。」と、同項第二号ハ中「十分の七」とあるのは「十分の九」と、同号チ中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第三項第二号イ中「二百万円」とあるのは「三百万円」と、同号イ(3)及び(4)中「二分の一」とあるのは「三分の二」とする。

3　第七条の二第二項の建設教育訓練助成金として、同項に規定するもののほか、当分の間、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　東日本大震災の発生時に、被災三県に居住していた者又は被災三県において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた者（以下「被災離職者」という。）に対し、建設工事における作業に係る職業訓練（以下「被災離職者訓練」という。）を実施する職業訓練推進団体であること。

二　次に掲げる額の合計額

イ　当該被災離職者訓練に係る被災離職者の宿泊等に要した額の三分の二に相当する額

ロ　当該被災離職者訓練を受ける者の移送に要した経費の三分の二に相当する額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（雇用安定事業等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の十第二項第一号に該当する雇入れを行った事業主に対する第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）附則第十五条の十一第二項の正規雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第二十七項又は第三十一項の規定により、それぞれ同令による改正後の雇用保険法施行規則第百二十五条第二項第一号ロ(2)（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する事業主とみなして、当該事業主に支給される訓練等支援給付金の支給については、新雇保則附則第十七条の八の規定は適用しない。

○厚生労働省令第百三十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

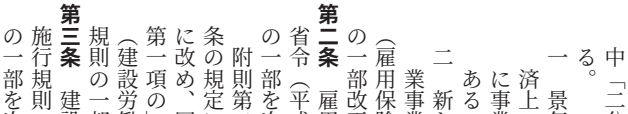
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（第二面）注意６(3)イ中「取締役への就任、週所定労働時間が20時間未満となった場合、」を削り、同６(9)中「離職票の交付を必要としない場合に限り、」を削る。

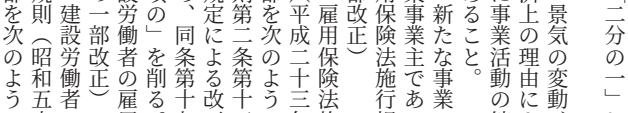
様式第五号中

「



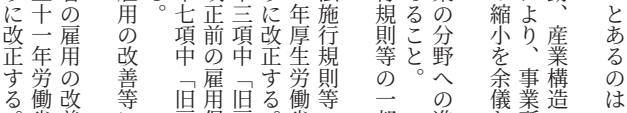
」を

「



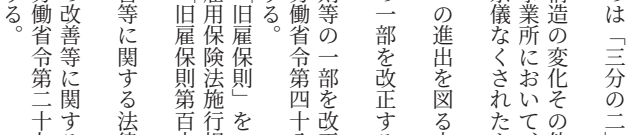
」に

「



」を

「

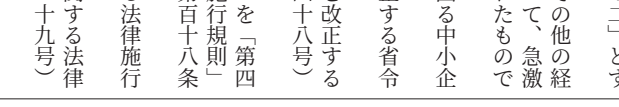


」に

改める。

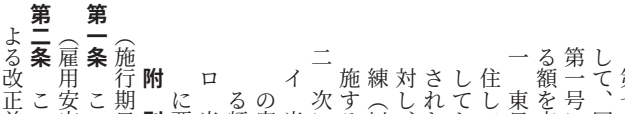
様式第十号の二中

「



」を

「



」に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年十一月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）様式第四号、旧雇保則様式第五号又は旧雇保則様式第十号の二は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）様式第四号、新雇保則様式第五号又は新雇保則様式第十号の二とみなす。

2　新雇保則第七条第一項に規定する様式第四号、様式第五号並びに新雇保則第十四条の二及び第十四条の四に規定する様式第十号の二は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。